上越市森林病害虫防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生育する樹木を保全するとともに、良好な景観を構成している 樹木の保存を図るため、松くい虫その他の病害虫から樹木を保全するために実施する病害 虫防除事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補 助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほ か、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次の各号のいずれかに該当する 樹木を保全する人及び団体とする。
 - (1) 市内の集落を代表する樹木(当該樹木の所有者の同意を得て、集落が推薦した樹木で、 市長が認めるものに限る。)
 - (2) 市内の良好な景観を構成している樹木(当該樹木の所有者の同意を得て、市長が認めた樹木に限る。)
 - (3) その他市長が必要と認める樹木
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる樹木は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された樹木
 - (2) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の規定により指定された保安林の樹木
 - (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
 - (1) 前条に規定する樹木(次号の規定によりこの要綱に基づく補助を受けて薬剤を散布し、 又は注入した樹木を除く。) に病害虫防除用の設備を設置すること。
 - (2) 前条に規定する樹木(以下「樹木」という。)に病害虫防除用の薬剤を散布し、又は注入すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(交付申請書の添付書類)

- 第5条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 樹木の位置図

- (2) 樹木の本数及び形状(松林の場合は、本数及び面積)
- (3) 使用する薬剤の名称
- (4) 薬剤の散布又は注入数量
- (5) 病害虫防除用の設備の設置の計画書
- (6) 樹木の所有者の同意書(第2条第1号に規定する樹木にあっては、集落の推薦書を含む。)

(実績報告書の添付書類)

- 第6条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助対象事業の支払いに係る領収書等の写し
 - (2) 補助対象事業の内容が確認できる書類 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。